

株式会社 Sun Asterisk
定 款

作成 2013 年 2 月 25 日
最終改定日 2022 年 3 月 30 日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 Sun Asterisk と称し、英文社名は Sun* Inc.とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営コンサルティング業
2. 各種業務のアウトソーシングの受託
3. 人材育成のための教育及び研修サービスの提供
4. 求人情報・求職者情報の提供
5. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
6. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
7. ソフトウェアの企画、開発、製造、販売、保守メンテナンス及びリース
8. インターネットを利用した広告業、通信販売業及び各種情報提供サービス業
9. 各種イベントの企画、運営、実施
10. 出版物及び電子出版物の企画、デザイン、編集、印刷、制作、発行及び販売
11. 有価証券の取得、投資、保有及び運用
12. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億3,600万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締

役が招集する。ただし、代表取締役が2名以上の場合又は代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

2. 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。ただし、代表取締役が2名以上の場合又は代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合においては、当該株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところによりその経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名以内とし、監査等委員である取締役の員数は4名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第19条 当会社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(役員報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別してこれを定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集権者:議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役が2名以上の場合又は代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日以上前に各取締役に発するものとする。但し、緊急の場合には、かかる期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員による同意がある場合には、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 法令又は定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その過半数の賛成をもってこれを採択するものとする。

2. 決議事項に特別の利害関係を有する取締役は、その議決に参加することはできない。この場合、当該議決について出席取締役の数に算入されない。

(書面等による取締役会決議)

第28条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合には、かかる期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員による同意がある場合には、招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

(会計監査人の責任の一部免除)

第39条 当社は、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2.未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

(株主総会の場所に関する経過措置)

第1条 定款第11条第2項の規定の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則第1条は、上記の効力発生日をもってこれを削除する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日の6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。